

2025年12月30日現在

商品概要	設定日	2024年5月31日	信託期間	無期限	決算日	6月10日（休業日の場合は翌営業日）
------	-----	------------	------	-----	-----	--------------------

運用実績
【過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。】
■ 基準価額の推移

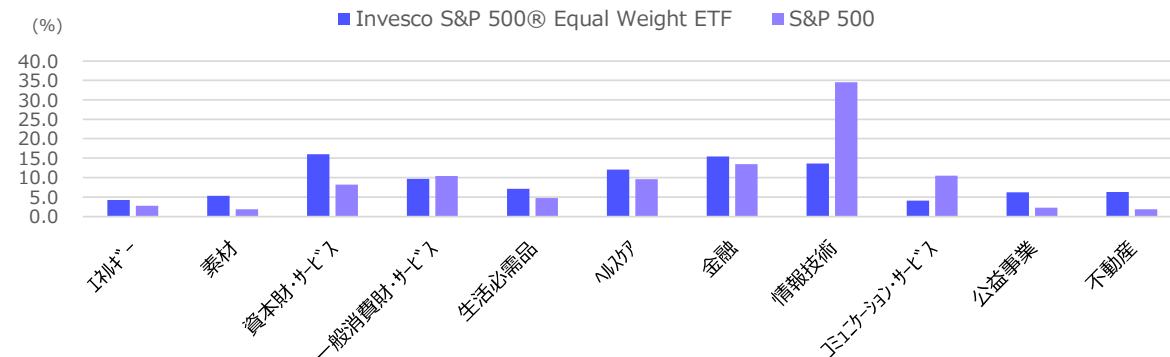

※基準価額は信託報酬(後述の「ファンドの費用」参照)控除後のものです。

※ベンチマーク（S&P 500イコール・ウェイト指数*（税引後配当込み、円換算ベース））及びS&P 500（税引後配当込み、円換算ベース）は、基準日前営業日の数値を元に、基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で円換算し、ファンドの設定日の前営業日を10,000として指数化しています。

■ 講落率（課税前分配金再投資ベース）

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	1.85%	7.78%	16.17%	9.43%	-	-	19.30%
ベンチマーク	1.91%	7.88%	16.36%	9.88%	-	-	20.73%
S&P 500	1.40%	9.25%	21.46%	15.50%	-	-	32.14%

※基準価額の騰落率は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

ポートフォリオの状況
【当ファンドが投資対象とする上場投資信託証券「Invesco S&P 500® Equal Weight ETF」のポートフォリオの状況を記載しています。】
■ 業種別配分


※ 業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じています。

*S&P 500イコール・ウェイト指数はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスがインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。インベスコ S&P 500イコール・ウェイト・ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500イコール・ウェイト指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。
お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

設定・運用：
インベスコ・アセット・マネジメント

[商号等]インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号

[加入協会]一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの特色

1 主として、上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、S&P 500イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

上場投資信託証券（ETF）の組入比率は、原則として高位を維持します。

以下の上場投資信託証券（ETF）を、投資対象ETFとします。なお、投資対象ETFは、委託会社の判断により今後変更となる場合があります。

投資対象ETF	Invesco S&P 500® Equal Weight ETF
運用会社	Invesco Capital Management LLC

2 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。

* ファンドは、S&P 500イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

ファンドのリスク

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。



価格変動リスク

〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。



カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができない可能性があります。



為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。



流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。

市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドのリスク

その他の留意点

■ ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点

■ ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。また、投資対象ETFはベンチマークとの連動が約束されているものではなく、流動性の低下や需給の影響を受けるため、それらがファンドとベンチマークの騰落率の乖離要因となる場合もあります。ベンチマークに関して、指数提供者により構成銘柄および構成比率の訂正等が発生した場合には、通常のポートフォリオの調整を行う場合と比べて、ファンドとベンチマークの騰落率の乖離はより大きくなる可能性があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することがあります。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。 *申込不可日は投資対象ETFの変更等に伴い変更される場合があります。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） *販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2024年5月31日）
繰上償還	信託契約の一部解約により、ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることになった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎年6月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30%（税抜3.00%）以内 の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に 年率0.33%（税抜0.30%） を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。 また、投資対象とする上場投資信託証券（ETF）においても信託報酬等が別途かかりますので、受益者が負担する実質的な信託報酬率は、投資信託財産の純資産総額に対して合計で 年率0.53%（税込）程度 となります。 ※この値は目安であり、実際の上場投資信託証券（ETF）への投資比率等によって変動します。
------------------	---

（参考）

投資対象ETFの
信託報酬等

年率0.20%

*上記は本書作成時に委託会社が入手し得る公表データを掲載したものであり、今後変動する可能性があります。また、投資対象ETFの見直しに伴い変更される場合があります。

その他の費用・
手数料

- 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用ならびに投資対象ETFにおける諸費用および税金などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。
- 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して**年率0.11%（税抜0.10%）を上限**として、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。

*上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。



販売会社（投資信託説明書（目論見書）のご請求・お申し込み先）

■ 受益権の募集・販売の取り扱い、投資信託説明書（目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資※に関する事務などを行います。

※ 分配金を受け取るコースのみを取り扱う販売会社は当該業務を行いません。

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社 SBI I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

■ 当ファンドの照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）
電話番号：03-6447-3100 ホームページ：<https://www.invesco.com/jp/ja/>

【ご留意いただきたい事項】

当資料は、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。本文で詳述した当資料の分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。投資信託は、実質的に株式など値動きのある有価証券など（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべてご投資家の皆さんに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。当ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。当ファンドの購入のお申し込みを行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時に販売会社でお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。